

販路開拓や生産性向上を目指す事業者の皆さまへ

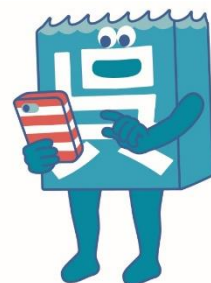
小規模事業者持続化補助金への追加支援

対象者

呉市内において事業を実施した小規模事業者

・小規模事業者とは

商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業・その他	常時使用する従業員の数 20人以下



非対面型ビジネス展開など

対象事業

小規模事業者持続化補助金

第9回から第11回募集分において、原油価格の上昇やウクライナ情勢による加点措置(事業環境変化加点)を受けて事業採択を受け、事業を実施し、額の確定を受けた事業

補助額

事業者負担が **1 / 10** となるように助成金を交付 (上乘せ) します ※限度額があります

※「限度額」は、対象事業により異なりますので、詳しくは呉市ホームページ等でご確認ください

お問い合わせ

呉市商工振興課

電話 0823-25-3310 FAX 0823-25-7592

メールアドレス syoukou@city.kure.lg.jp



制度の内容

要件

(1) 対象要件

- ア 国の小規模事業者持続化補助金第9回から第11回募集分において、原油価格の上昇やウクライナ情勢による加算措置を受けて事業を実施し、額の確定を受けた者
- イ 市内において事業を実施した者
- ウ 市税の滞納がない者
- エ 暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

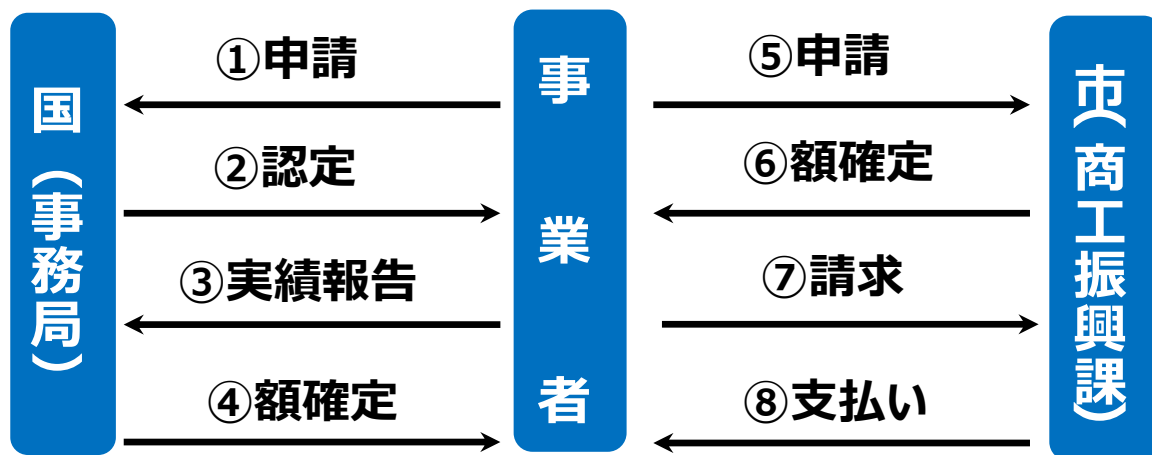
(2) 対象経費

補助対象事業費(税抜き)から、国の補助額を除いた事業者負担分

提出書類

市への申請書、補助金の確定を受けたことを証明する書類の写し、
国への申請書の写し及び実績報告のうち支出内訳書の写し、
暴力団排除に関する誓約書、
市税の滞納のない証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)の写し

申請フロー



※国の持続化補助金はこちらからご確認ください。
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
<https://seisansei.smrj.go.jp/>

